

事務連絡  
令和2年4月10日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器等  
の十分な確保について（依頼）

今般の新型コロナウイルス感染症については、世界的に流行が拡大しており、日本も例外とはいえない状況となっています。都道府県等においては、このような状況を踏まえ、今後の感染者の大幅な増加を見据え、医療提供体制の確保を進めていただいているところです。

このような中、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、生体情報モニタ、シリンジポンプ、輸液ポンプ、血液浄化装置等、新型コロナウイルス感染症患者の診療に当たって必要となることが予想される医療機器（以下「人工呼吸器等」という。）について、今後、世界的に需要が急速に増加することが見込まれ、調達が困難となる可能性があります。

については、各医療機関において、これまで使用していた人工呼吸器等を廃棄する計画がある場合、今般の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染の終息が見られるまでの間、人工呼吸器等の廃棄は行わないこととし、適切に保管いただきますよう、管内医療機関に周知をお願いいたします。